



意見書について

市会に関する基本的なことや、その時々話題について、皆さんに分かりやすくお伝えするコーナーです（不定期掲載）。今回は、「意見書」について解説します。

Q.1



意見書って何？

A.



地方自治法第99条に基づき、京都市全体に共通する利益などについて、市会としての意見や要望を、国会又は関係行政庁へ提出するものだよ。

Q.2



どんな内容の意見書を提出しているの？

A.



令和4年度は、「女子差別撤廃条約選択議定書の批准に関する環境整備を求める意見書」や「保育士配置基準の抜本的な見直しを求める意見書」などが提出されたよ。

市民生活や保健・福祉、教育など、様々な分野の意見書が提出されているんだ。

Q.3



意見書が提出されるまでの流れは？

A.



- 1) 各集中審議期間において、各会派が意見書(案)を提出
- 2) 本会議で議決
- 3) 可決後に議長名で国会又は関係行政庁へ提出という流れだよ。

Q.4



一年間で何件の意見書が、国へ提出されているの？

A.



直近だと、令和2年度は18件、令和3年度は15件、令和4年度は19件が提出されたよ。提出された意見書は、国の政策の参考にされているんだ。

可決された意見書の全文は市会ホームページから見る事ができるよ。ぜひチェックしてみてね!



意見書とは、京都府に提出するものである。(○? ×?)

クイズ
の答え



です。

意見書は、国会又は関係行政庁に提出する
ものです。